

士幌町 小規模事業者事業継続支援金

Q&A

令和2年6月15日

士幌町役場産業振興課 産業振興グループ

直通電話 01564-5-5213
公式ホームページ <https://www.shihoro.jp/>
メールアドレス sansingroup1@shihoro.jp



Q1	給付の要件や給付額は						
A1	<p>◇給付対象者</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける土幌町内の小規模事業者で、以下の(1)(2)(3)の全ての要件を備えている事業者</p> <p>要件(1)主たる事業所が土幌町内にあること</p> <p>要件(2)令和2年3月～9月までのいずれか1箇月の売上高が、前年同月比20%～50%以上減少していること</p> <p>※減少率は小数点以下第1位まで計算して下さい(小数点第2位以下は四捨五入)</p> <p>要件(3)土幌町事業・雇用継続支援金及び土幌町観光拠点施設雇用継続支援金を受給していないこと</p> <p>◇給付額</p> <p>特定の月(3月～9月のいずれかの月)の売上高が前年同月と比較して50%以上減少または、20%以上50%未満減少している小規模事業者</p> <p>※売上高は、原則として消費税「税抜き」で比較してください</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給付要件</th> <th>給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売上高が前年同月と比較して50%以上 減少</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>売上高が前年同月と比較して20%以上50%未満 減少</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table>	給付要件	給付額	売上高が前年同月と比較して50%以上 減少	20万円	売上高が前年同月と比較して20%以上50%未満 減少	10万円
給付要件	給付額						
売上高が前年同月と比較して50%以上 減少	20万円						
売上高が前年同月と比較して20%以上50%未満 減少	10万円						

Q2	土幌町の他の支援金や補助金等と併給することができるか
A2	<p>「土幌町事業・雇用継続支援金」及び「土幌町観光拠点施設雇用継続支援金」の給付を受けた事業者の方は、この支援金の給付を受けることができません。</p> <p>また、土幌町の支援金を受け、他の支援金や補助金等が併給可能かについては、その制度を運用する省庁・自治体等にご確認ください。</p>

Q3	この支援金の給付申請ができるのは、一度だけか
A3	<p>支援金の給付申請は一事業者につき一度限りです。</p> <p>例えば、</p> <p>6月に売上高が20%以上50%未満減少し、すぐに申請し10万円の給付決定を受けた場合、7月に売上高が50%以上減少しても2度目の申請はできず、20万円の給付は受けられません。</p> <p>※給付の決定(通知)があった場合、申請の取消し・変更はできません</p>

Q4	小規模事業者の定義は																
A4	<p>商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条第1項に規定する小規模事業者です。</p> <p>業種、常時使用する従業員の数に基づいて分類されていますので、下記をご確認いただくか、産業振興課までお問い合わせください。</p> <table border="1" data-bbox="434 546 1273 987"> <thead> <tr> <th>業 種</th> <th>常時使用する従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業・卸売業</td> <td>5人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 宿泊業・娯楽業以外</td> <td>5人以下</td> </tr> <tr> <td> 宿泊業・娯楽業</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>製造業・建設業・運輸業</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>教育・学習支援業</td> <td>5人以下</td> </tr> <tr> <td>その他(分類不能)</td> <td>20人以下 ※業種により5人以下もあり</td> </tr> </tbody> </table>	業 種	常時使用する従業員数	小売業・卸売業	5人以下	サービス業		宿泊業・娯楽業以外	5人以下	宿泊業・娯楽業	20人以下	製造業・建設業・運輸業	20人以下	教育・学習支援業	5人以下	その他(分類不能)	20人以下 ※業種により5人以下もあり
業 種	常時使用する従業員数																
小売業・卸売業	5人以下																
サービス業																	
宿泊業・娯楽業以外	5人以下																
宿泊業・娯楽業	20人以下																
製造業・建設業・運輸業	20人以下																
教育・学習支援業	5人以下																
その他(分類不能)	20人以下 ※業種により5人以下もあり																

Q5	「常時使用する従業員数」に代表(社長)は入るか
A5	「常時使用する従業員」は、会社役員、個人事業主本人は含まずに数えます。ただし、会社役員が実質的に従業員と兼務している場合は「常時使用する従業員」に含まれます。

Q6	「常時使用する従業員数」にパートやアルバイトは入るか
A6	同一の事業所に雇用される「通常の従業員」の所定労働時間に比べて短い者、日雇いの労働者、2ヶ月以内の期間を定めて雇用される者、季節労働者などは含まれません。

Q7	給付対象となる事業者は
A7	<p>土幌町内に主たる事業所が存在している小規模事業者が対象です。</p> <p>※以下は、支給対象とならない事業者です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医業又は歯科医業を営む者 ・主たる事業収入が農業収入である個人農業者及び農業法人 ・協同組合等の組合(企業組合、協業組合を除く) ・一般財団法人、公益財団法人 ・一般社団法人、公益社団法人 ・医療法人、宗教法人、学校法人、社会福祉法人、任意団体 等

Q8	いつから、いつまでに申請すればよいか
A8	<p>○申請受付期間は 令和2年6月15日(月)から11月30日(月)までの受付です。</p> <p>■申請書の取得方法</p> <p>①土幌町HPよりダウンロード ②土幌町産業振興課窓口 ③土幌町商工会窓口</p> <p>■申請方法</p> <p>①郵送 ②持参 ※感染症の拡大防止のため、できるだけ郵送での申請にご協力ください。</p> <p>■提出先 〒080-1200 土幌町役場産業振興課 産業振興グループ商工観光労働担当あて</p> <p>■支援金の給付 6月下旬より予定しています。</p>

Q9	いつ支給(口座入金)されるのか
A9	<p>申請書に記入漏れや誤記載、不足書類がない場合、原則として以下の通りと致します。</p> <p>【毎月の申請処理】</p> <p>① 1日～15日までの申請受付分 → お振込み予定 当月25日 ②16日～ 末日までの申請受付分 → お振込み予定 翌月10日 ※お振込日が休日の場合は、翌営業日とします</p>

Q10	複数の事業(業種)を営んでいる場合は、どうやって業種を分類するのか。
A10	1つの事業所において複数の事業を営んでいる場合は、主たる事業が該当する業種を選択してください。なお、主たる事業とは、売上高や利益の最も大きい事業を言います。

Q11	機械部品・食品等(モノ)を製造して販売している場合、どの業種になるのか。
A11	<p>以下の例を参考に業種を判断します。</p> <p>例①:事業者が製造したモノを卸している場合 ⇒ 製造業</p> <p>例②:店舗を介さず、通信販売等により直接消費者に販売している場合</p>

	<p>⇒ 製造業</p> <p>例③:製造場所と同じ場所にある販売施設で消費者に販売している場合</p> <p>⇒ 小売業</p>
--	---

Q12	機械部品・食品等(モノ)を加工して販売している場合、どの業種になるのか。
A12	<p>販売業務に付随して行う簡単な加工(簡易包装、洗浄、選別等)は卸売業または小売業に分類されます。</p> <p>ただし、以下の加工の場合は、製造業に分類されます。</p> <p>例①:ハムを薄く切ってスライスハムにして卸す場合</p> <p>例②:魚をさしみや切り身にして卸す場合</p>

Q13	個人事業主の場合、申請住所等は何を記載すればよいか
A13	個人事業主の場合は、代表者の居住地住所を記載してください。

Q14	個人事業主の場合、代表者の住民登録は土幌町であることが必要か
A14	<p>個人事業主の場合は、代表者の住民登録が土幌町外であっても、主たる事業所(店舗等)が町内に在れば支給対象となります。</p> <p>※法人の場合は、事業所が土幌町内に所在していることが必要です。</p>

Q15	「主たる事業所」とは
A15	法人の場合は、本社(本店名)、個人事業主の場合は、本社と位置付けている事業所(店舗等)になります。

Q16	他町でも小売店を営んでおり、両店舗の規模や売上に差がない場合、どちらの店舗を主たる事業所とすればよいか。
A16	<p>本社と位置付けている事業所(店舗等)が主たる事業所になります。</p> <p>したがって、当該事業所の所在地が土幌町内であれば本支援金の申請をしていただくことができます。</p>

Q17	複数の事業所や部門がある場合、切り分けて申請することはできるのか。
A17	申請は、法人又は個人事業主単位で認められるため、事業所や部門の売上高などで個々に申請することはできません。

Q18	当該支援金は、いわゆるフリーランスや副業者も対象になるのか。
A18	事業収入(営業等)について、確定申告を行っている個人事業主は対象となります。

Q19	売上高の減少を確認するための書類はどのようなものを提出すればよいか。
A19	<p>①給付対象とする月の売上高を確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その月の売上台帳(もしくは試算表)、レジペーパー集計表等の写し ※様式は任意ですが、月集計が分かるように提出ください。 ※個別の伝票は不可とします <p>②前年同月の売上高を確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 個人事業主の方 ・令和元年(平成31年)分の確定申告書B第一表の写し ・青色申告決算書(前年の月別売上高が記載のもの)の写し ・白色申告の場合は、収支内訳書の写し及び、前年同月の売上高が確認できる帳簿等(任意様式可)の写し ■ 法人事業者の方 ・直近の法人税確定申告書別表一の写し ・法人事業概況説明書(月別売上高が記載のもの)の写し

Q20	創業後1年を経過しておらず、前年同月の売上高と比較できない場合、申請は可能か。
A20	<p>可能です。</p> <p>業歴3ヶ月以上の場合は、原則として以下の基準をもって認定します</p> <p>○対象とする月の売上高が、その月を含む過去3か月の平均売上高と比較して減少していることを確認します。</p> <p>例えば、売上高が減少した6月を対象月とした場合、6月の売上高とその月を含む過去3か月(4月、5月、6月)の平均売上高を比較します</p>

Q21	確定申告を行っていない等の理由により確定申告書の写しが添付できない場合、前年同月の売上を売上台帳(もしくは試算表)で代替することができるか。
A21	<p>確定申告書の写しの添付は必須です。</p> <p>確定申告をしていないことを理由に前年売上の確認を他の書類で代替することは認められません。</p>

Q22	支援金は、課税の対象になるのか。
A22	現時点において、税務上、益金(個人事業者の場合は、総収入金額)に算入されます。ただし、損金(個人事業者の場合は必要経費)の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税されません。 詳しくは、最寄りの税務署へご確認ください。

■ 対象業種一覧 (一部を抜粋しております。詳しくは「中小企業庁HP」をご確認ください)

常時使用する従業員※の数は、5人以下、または★20人以下であることが必要です。

※ 従業員は労働基準法 20 条に定める「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員とします。会社役員及び個人事業主は対象外。例えば、日々雇い入れられる者や 2 か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者などは常時使用する従業員には該当しません。(中小企業庁HPより)

業種・業種コード	業種の例
小売業 (商品や食料品などの販売)	
569 その他の各種商品小売業	ミニスーパー
571 呉服・服地・寝具小売業	呉服店、ふとん小売業
572 男子服小売業	洋服店
573 婦人・子供服小売業	ブティック(婦人服)、ベビー服小売
574 靴・履物小売業	靴小売業、げた屋
579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業	かばん小売業、靴下小売業
581 各種食料品小売業	食料雑貨店
582 野菜・果実小売業	八百屋、果物屋
583 食肉小売業	肉屋、卵小売業
584 鮮魚小売業	魚屋
585 酒小売業	酒屋
586 菓子・パン小売業	洋菓子小売業(製造小売)
589 その他の飲食料品小売業	コンビニエンスストア、惣菜屋、乾物屋
591 自動車小売業	中古自動車小売業、二輪自動車小売業
592 自転車小売業	自転車店
593 機械器具小売業(自動車、自転車を除く)	電気掃除機小売業、ガス器具小売業
601 家具・建具・畳小売業	家具小売業、仏具小売業
602 じゅう器小売業	金物店、焼物小売業、茶道具小売業
603 医薬品・化粧品小売業	ドラッグストア、調剤薬局
604 農耕用品小売業	種苗小売業、肥料小売業
605 燃料小売業	ガソリンスタンド、灯油小売業
606 書籍・文房具小売業	書店、新聞販売店、鉛筆小売業
607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	運動具小売業、おもちゃ屋、楽器屋
608 写真機・時計・眼鏡小売業	撮影機小売業、時計屋
609 他に分類されない小売業	宝石小売業、花屋、ペットショップ
卸売業 (小売業や他の卸売業に商品を販売)	
511 繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)	生糸卸売業、綿糸卸売業(織物用)
512 衣服卸売業	洋服卸売業、和服卸売業
513 身の回り品卸売業	寝具類卸売業、靴・履物卸売業
521 農畜産物・水産物卸売業	野菜卸売業、食肉卸売業
522 食料・飲料卸売業	酒類卸売業、菓子・パン類卸売業
531 建築材料卸売業	木材・竹材卸売業、セメント卸売業
532 化学製品卸売業	プラスチック卸売業
533 石油・鉱物卸売業	灯油卸売業、粘土卸売業
534 鉄鋼製品卸売業	ブリキ卸売業、ドラム缶卸売業
535 非鉄金属卸売業	金地金卸売業
536 再生資源卸売業	古紙卸売業
541 産業機械器具卸売業	農業用機械器具卸売業、複写機卸売業
542 自動車卸売業	トラック卸売業、自動車解体業
543 電気機械器具卸売業	家庭用電気機械器具卸売業
549 その他の機械器具卸売業	自転車卸売業
551 家具・建具・じゅう器等卸売業	家具卸売業、カーペット卸売業
552 医薬品・化粧品等卸売業	衛生材料卸売業、香水卸売業
553 紙・紙製品卸売業	和紙卸売業、カレンダー卸売業
559 他に分類されない卸売業	金物問屋、人形卸売業、文房具卸売業

運輸業	
433 一般貸切旅客自動車運送業 ★ 439 その他の道路旅客運送業 ★ 441 一般貨物自動車運送業 ★ 442 特定貨物自動車運送業 ★ 443 貨物軽自動車運送業 ★ 444 集配利用運送業 ★ 449 その他の道路貨物運送業 ★	特定旅客自動車運送業 取引先が2社以上あるトラック運送 取引先が1社だけの運送業 軽トラック・バイク便 貨物の輸送手配 自転車や原動機付自転車による運送
生活関連サービス業（クリーニング業、美容室、銭湯、エステティック業など）	
781 洗濯業 782 理容業 783 美容業 784 一般公衆浴場業 789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業 791 旅行業 ★ 792 家事サービス業 793 衣服裁縫修理業 795 火葬・墓地管理業 796 冠婚葬祭業 799 他に分類されない生活関連サービス業	クリーニング業、貸モップ業 理容店、床屋 美容院、ビューティサロン 銭湯業 エステティック業、ネイルサロン 旅行業者代理業 住込みのお手伝い(ハウスメイド) 衣服修理業 火葬場、納骨堂 葬儀屋、結婚式場業 結婚紹介業、運転代行業
サービス業（自動車整備業、時計修理業など他に分類されないもの）	
891 自動車整備業 901 機械修理業(電気機械器具を除く) 902 電気機械器具修理業 903 表具業 909 その他の修理業	自動車修理業、自動車洗車業 農業用トラクタ修理業 テレビ修理業 ふすま張業 時計修理業、靴修理業、楽器修理業
物品賃貸業（レンタカー業、貸衣裳業など）	
701 各種物品賃貸業 704 自動車賃貸業 705 スポーツ・娯楽用品賃貸業 709 その他の物品賃貸業	総合リース業 レンタカー業 スポーツ用品賃貸業 貸衣裳業、レンタルビデオ業
余白	余白
余白	余白
教育・学習支援業（学習塾、音楽教室など）	
823 学習塾 824 教養・技能教授業 829 他に分類されない教育、学習支援業	学習塾(各種学校でないもの) ピアノ教授所、英会話教授所、料理教室 自動車教習所(各種学校でないもの)
療術業（整骨院、はり・きゅう・マッサージ業など）	
835 療術業	はり業、柔道整復業、温泉療法業